

(平成29年習志野市議会第3回定例会)

発議案第 1 号

北朝鮮による核実験等に厳重に抗議し、核兵器の廃絶を求める決議について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年9月19日

習志野市議会議長

田 中 真太郎 様

提出者 習志野市議会議員 央 重 則

賛成者 習志野市議会議員 市 角 雄 幸

〃 〃 中 山 恭 順

北朝鮮による核実験等に厳重に抗議し、核兵器の廃絶を求める決議

本市議会は、過去にも、国際世論を無視して幾たびか強行されてきた核実験の即時中止と核兵器の廃絶を強く求めてきたが、このような情勢の中で、北朝鮮が核実験、及び核弾頭搭載可能な弾道ミサイル実験を再び強行した。

核実験の全面禁止と核兵器の廃絶は、全人類共通の願いであり、核兵器廃絶に向けて国際社会が努力している中で、核兵器の威力を誇示するかのような行為は、核兵器のない世界を願う国際世論への明らかな挑戦であり、断じて許されるものではない。

よって、本市議会は、北朝鮮政府に対して厳重に抗議するとともに、核兵器保有国を含む世界の全ての国が、核実験の全面禁止と核兵器の一切の廃絶を早急に実現するよう強く求めるものである。

以上、決議する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

田 中 真太郎

提案理由

本案は、北朝鮮の核実験等に対して、厳重に抗議するとともに、核実験の全面禁止と核兵器の廃絶を求め、標記決議を行うものである。

(平成29年習志野市議会第3回定例会)

発議案第 2 号

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成29年9月29日

習志野市議会議長

田 中 真太郎 様

提出者 習志野市議会

文教福祉常任委員長 小 川 利枝子

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人一人が国民として必要な基礎的資質を培うためのものである。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは、国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度である。

国において、平成23年度に小学校1年生の35人以下学級が実現した。平成24年度は、新たに小学校2年生の35人以下学級編制が可能となり、各都道府県においても、学級定員規模を縮小する措置が、都道府県単費で行われている。しかし、国民に等しく義務教育を保障するという観点からいえば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠である。この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、義務教育の水準にさらに格差が生まれることは必至である。

学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、「義務教育費国庫負担法」第1条に明記されている「教育の機会均等とその水準の維持向上」という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものである。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てくる。

よって、本市議会は政府に対し、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

田 中 真太郎

提案理由

本案は、陳情趣旨に基づき、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(平成29年習志野市議会第3回定例会)

発議案第 3 号

国における平成30年度教育予算拡充に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成29年9月29日

習志野市議会議長

田 中 真太郎 様

提出者 習志野市議会

文教福祉常任委員長 小 川 利枝子

国における平成30年度教育予算拡充に関する意見書

教育は日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っている。しかしながら、社会の変化とともに子どもたち一人一人を取り巻く環境も変化して、教育諸課題や子どもの安全確保等の課題が山積している。また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興は、いまだ厳しい状況の中にあると言わざるを得ない。子どもたちの健全育成を目指し豊かな教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

よって、本市議会は政府に対し、憲法・子どもの権利条約の精神を生かし、子どもたちにより良い教育を保障するために、下記の項目を中心に、平成30年度に向けての予算の充実を働きかけていくことを強く要望するものである。

記

- 1 震災からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分に図ること。
 - 2 少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。
 - 3 保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。
 - 4 現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算をさらに拡充すること。
 - 5 子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること。
 - 6 危険校舎、老朽校舎の改築や更衣室、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること。
 - 7 子どもたちの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

田 中 真太郎

提案理由

本案は、陳情趣旨に基づき、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(平成29年習志野市議会第3回定例会)

発議案第 4 号

「全国森林環境税」の創設に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年9月29日

習志野市議会議長

田 中 真太郎 様

提出者 習志野市議会議員 飯 生 喜 正

賛成者 習志野市議会議員 荒 木 和 幸

〃 〃 木 村 孝 浩

「全国森林環境税」の創設に関する意見書

我が国の地球温暖化対策については、平成32年度及び平成32年以降の温室効果ガス削減目標が国際的に約束されているが、その達成のためには、とりわけ森林吸収源対策の推進が不可欠となっている。

しかしながら、森林が多く所在する山村地域の市町村においては、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足に加え、急速な人口減少など、厳しい情勢にあるほか、市町村が、森林吸収源対策及び担い手の育成等山村対策に主体的に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

このような中、政府・与党は、「平成29年度税制改正大綱」において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税(仮称)の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る」との方針を示したところである。

もとより、山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取り組みは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生等にもつながるものであり、そのための市町村の財源の強化は喫緊の課題である。

よって、本市議会は政府に対し、下記のとおり制度創設について実現を強く求めるものである。

記

平成29年度税制改正大綱において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税(仮称)の創設」に関し、「平成30年度税制改正において結論を得る」と明記されたことから、森林・林業・山村対策の抜本的強化をはかるための「全国森林環境税」の早期導入を強く求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

田 中 真太郎

提案理由

本案は、陳情趣旨に基づき、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(平成29年習志野市議会第3回定例会)

発議案第 5 号

谷津干潟の水路の再整備を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年9月29日

習志野市議会議長

田 中 真太郎 様

提出者	習志野市議会議員	相 原 和 幸
賛成者	習志野市議会議員	関 桂 次
〃	〃	清 水 大 輔
〃	〃	飯 生 喜 正
〃	〃	帯 包 文 雄
〃	〃	佐々木 秀 一
〃	〃	小 川 利 枝子
〃	〃	平 川 博 文
〃	〃	宮 内 一 夫
〃	〃	央 重 則
〃	〃	佐 野 正 人
〃	〃	谷 岡 隆

谷津干潟の水路の再整備を求める意見書

本市に存する谷津干潟は、ラムサール条約登録湿地となり、約20年が経過しているが、その中で近年さまざまな問題が発生している。

大きな問題として、谷津干潟内に繁茂している大量のアオサがある。

このアオサは春から夏にかけ広範囲に繁茂をするが、夏季の高温により枯死し、腐敗することで、悪臭が発生し、近隣住民に大きな影響を及ぼしている。

このアオサの繁茂の要因として、干潟の海水の出入りが妨げられていることが挙げられる。

谷津干潟には東関東自動車道や国道357号、JR京葉線の下に海と干潟をつなぐ水路が存在している。この水路は、現在、貝類及び土砂が堆積し、干潟の満ち引きを大きく妨げている。

この堆積物の除去により海水の出入りは改善されるが、この水路は経年劣化や塩害により、腐食・損傷が激しく、堆積物を除去することで水路の側壁が崩壊するおそれがあることから、実施できない状況にある。また、崩壊により、上部に存する通路や道路にも大きな影響を及ぼす危険性も懸念される。

よって、本市議会は政府に対し、早期に関係機関と協議し、水路の再整備を実施するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

田 中 真太郎

提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(平成29年習志野市議会第3回定例会)

発議案第 6 号

「働き方改革推進法」案の国会提出を断念すること、及び廃案を強く求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年9月29日

習志野市議会議長

田 中 真太郎 様

提出者	習志野市議会議員	入 沢 俊 行
賛成者	習志野市議会議員	立 崎 誠 一
〃	〃	木 村 孝
〃	〃	谷 岡 隆
〃	〃	宮 内 一 夫
〃	〃	荒 原 ちえみ
〃	〃	藤 崎 ちさこ

「働き方改革推進法」案の国会提出を断念すること、及び廃案を強く求める意見書

厚生労働省は9月8日、「高度プロフェッショナル制度」と「残業時間の上限規制」を盛り込んだ労働基準法改定案など8本の法律を一括改定する「働き方改革推進法」の法案要綱を、労働政策審議会労働条件分科会に諮問した。

「高度プロフェッショナル制度」は、休憩・有給休暇・割り増し賃金・労働時間管理などの労働時間規制を完全になくしてしまう制度であり、文字通り日本の労働法制を根幹から覆すものである。また、残業時間については、「上限規制」といいながら、「2～6カ月の平均で月80時間」、繁忙期で「月100時間未満」と定め、過労死ラインの残業時間を公的に容認するものとなっている。この制度にかかわって、「健康確保措置」として「年104日以上の日」付与を義務づけているが、年261日は、無制限の長時間労働が可能となる。このほか、長時間・過密労働の温床となっている裁量労働制の適用を営業職にまで拡大している。法令に反して営業職に広がっている違法状態を合法化するものである。

「高度プロフェッショナル制度」は、全ての労働団体と、全国過労死を考える家族の会や弁護士団体などが「長時間労働と過労死を促進する」、「8時間労働制を取り崩し、「ただ働き」を強いるいわゆる過労死促進・残業代ゼロ制度」などと厳しく批判している。「残業時間の上限規制」についても「月100時間残業合法化は許されない」と広範な労働組合と市民団体が反対してきた。

今回の法案は、まさに「過労死促進・残業代ゼロ制度」と言えるものであり、労働者の健康悪化、過労死・過労自殺の増加を招くものである。

よって、本市議会は政府に対し、「働き方改革推進法」案の国会提出を断念すること、及び廃案を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

田 中 真太郎

提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(平成29年習志野市議会第3回定例会)

発議案第 7 号

種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年9月29日

習志野市議会議長

田 中 真太郎 様

提出者	習志野市議会議員	谷 岡 隆
賛成者	習志野市議会議員	宮 内 一 夫
〃	〃	央 重 則
〃	〃	佐 野 正 人

種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書

さきの通常国会で主要農作物種子法（種子法）廃止法が成立した。

種子法は、国や都道府県の種子に対する公的役割を明確にした世界に誇るべきものであり、同法のもとで、稲・麦・大豆の原種・原原種の生産、優良品種（奨励品種）指定のための検査などを義務づけることにより、都道府県と農業協同組合が協力し、地域にあった優良銘柄を多く開発し、安価に販売するなど、農民の生産・販売活動に大きな役割を果たしてきた。

主要農作物種子法が廃止されたことにより、これまでの種子法に基づいた都道府県の取り組みが後退することがないように予算措置の確保等、万全な対策が求められている。

種子法の廃止で、地域の共有財産である「種子」を民間企業に委ねた場合、改良された新品種に特許がかけられ、農家は特許料を払わなければ種子が使えなくなることが強く懸念されている。

民間企業の参入が加速化され、野菜の種子のように、主要農作物にも民間企業が開発した一代雑種（F1種子）が広く普及すれば、農家は自家採取できず毎年種子を買い続けなければならない。特定の企業への種子依存度が高まれば、地域農業が特定企業の方針に左右されるといった事態が生じかねない。

多国籍企業による遺伝子組み換え作物等の種子の参入、国内企業の買収なども懸念されている。

よって、本市議会は政府に対し、都道府県の取り組みが後退することのないよう予算措置等の確保を行うこと、及び地域の共有財産である「種子」を特定企業に委ねることのないよう対策を講じることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

田 中 真太郎

提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(平成29年習志野市議会第3回定例会)

発議案第 8 号

社会保障費の「削減ありき」はやめるよう求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年9月29日

習志野市議会議長

田 中 真太郎 様

提出者	習志野市議会議員	荒 原 ちえみ
賛成者	習志野市議会議員	宮 内 一 夫
〃	〃	藤 崎 ちさこ
〃	〃	立 崎 誠 一
〃	〃	谷 岡 隆
〃	〃	入 沢 俊 行

社会保障費の「削減ありき」はやめるよう求める意見書

平成30年度の予算案づくりが開始され、本年7月末、各省庁の予算要求での概算要求基準が閣議で了承された。その中で、社会保障費の伸びを1,300億円削減する大枠を決めたと報じられている。

平成30年度は、診療報酬と介護報酬が同時に改定される年である。報酬の改定は、患者と利用者に必要な医療・介護が提供できる量と質が決まる重要な機会である。

そのほかにも、「国民健康保険の都道府県化」が始まり、障害福祉サービス等報酬改定も実施され、さらには「生活保護費の見直し」の議論も行われており、社会保障にかかわる重要な改定がなされようとしている。この時期に、国民の生活状況や高齢者、介護の実態を見ず、機械的に大幅な「削減ありき」の枠を設定すれば、国民への負担増と制度の後退につながるの明らかである。

今必要なのは、税の集め方・使い方を改め、国民の生存権と社会保障増進に対する国の責務を定めた憲法第25条に基づいて、公的制度を抜本的に拡充することである。

よって、本市議会は政府に対し、社会保障費の「削減ありき」はやめるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

田 中 真太郎

提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。